

プランの体系

このプランは次のような体系になっています。

I章 市職員における男女平等参画の達成

- 1章 市民生活の個々の領域における男女平等参画社会の推進

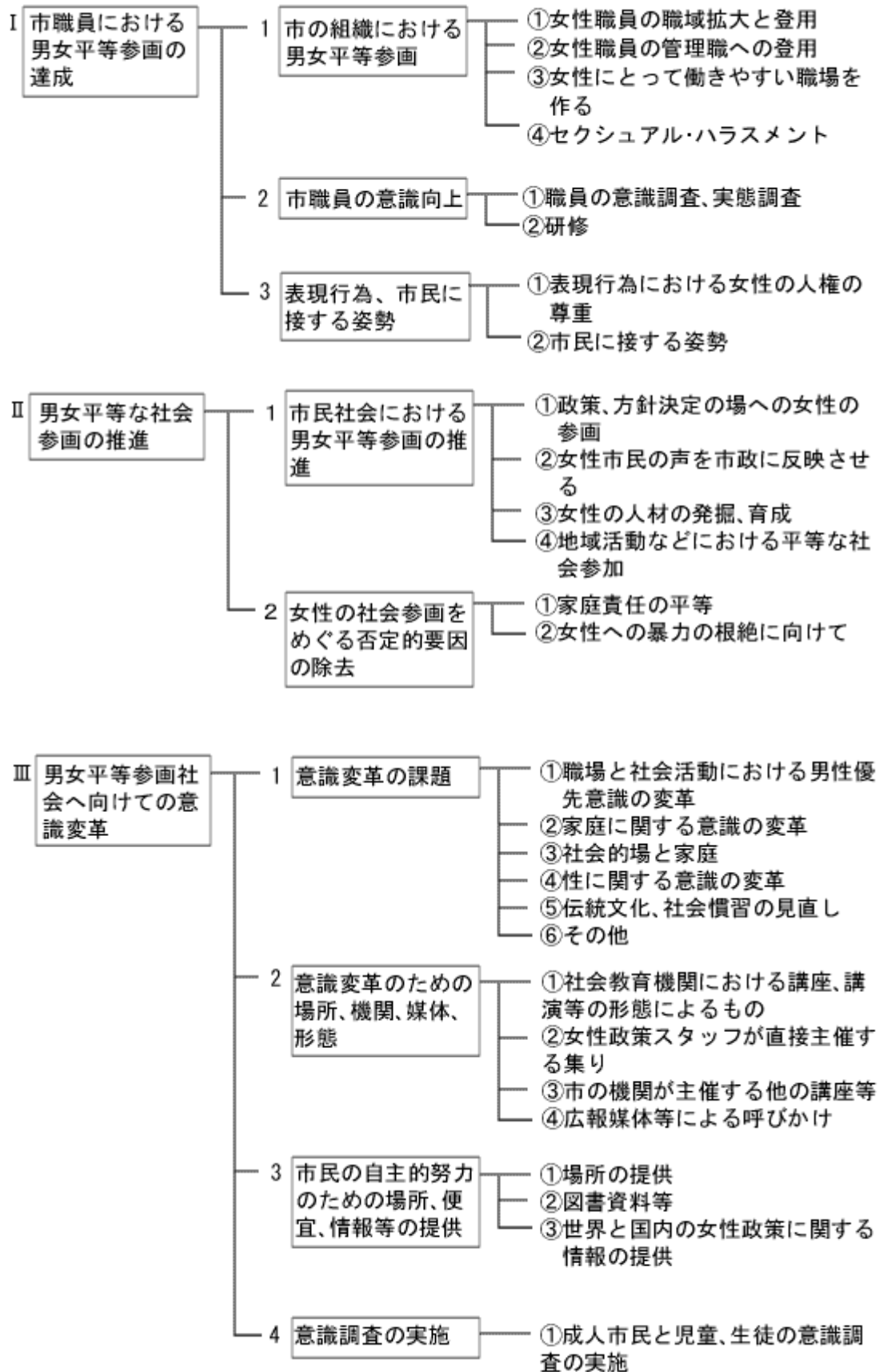
1章 女性施策にかかわる総合的な場所

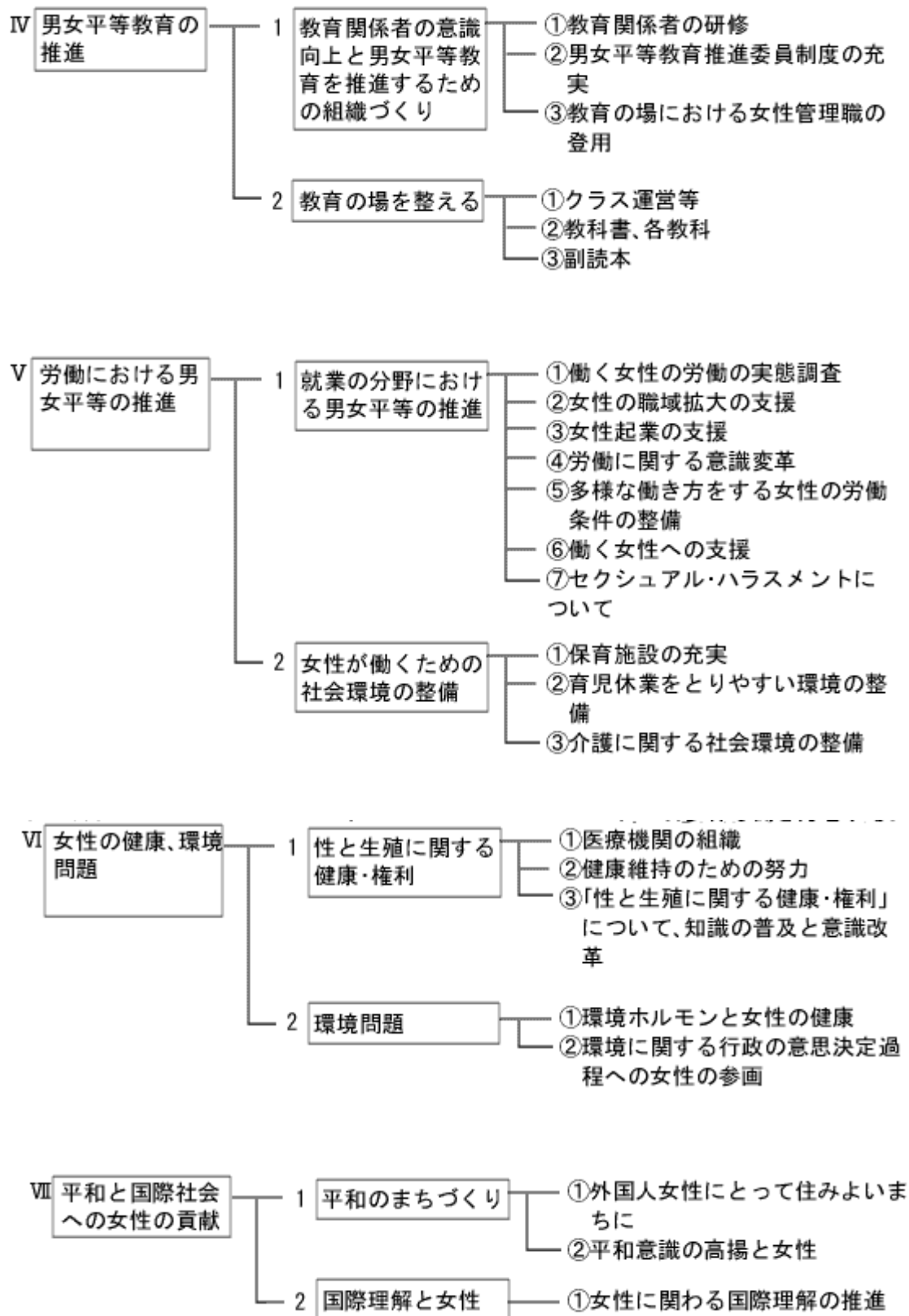
従来のプランでは主としてこのプランの 1章 - 1章に対応するものが計画の骨格をしめ、1章と1章に対応する内容はそれらの中に小さな項目として組み込まれているだけでした。それに対しこのプランにおいてはまず、市の女性政策の最も重要な基盤として1章を位置づける点が大きな特色です(「[プランの特色](#)」参照)。他方、女性差別の問題は決して個々の領域に限定されるものではなく、すべての領域に複雑かつ相互的に関わるものなので、施策推進の総合的な場所として女性センターを位置づけました。加えてまた女性の相談窓口も総合的に体系化する必要がありますから、その二点をあわせて特に 1章をもうけました。

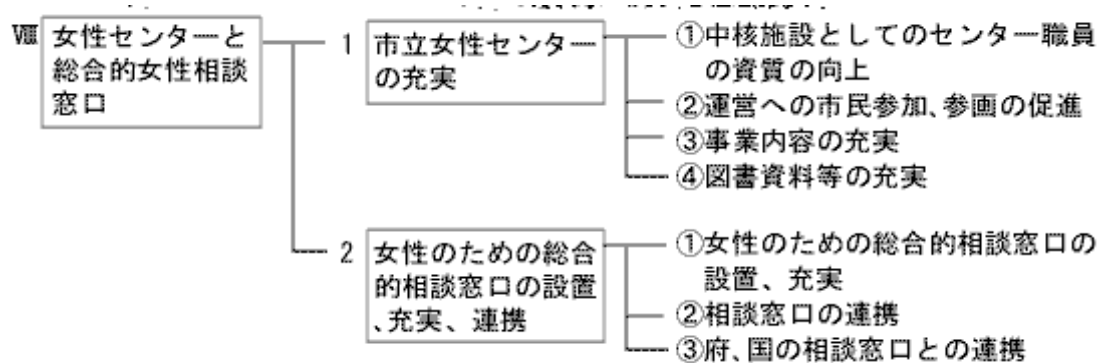
また、 1章については、従来のプランではどの項目においても「市民に対する啓発」と呼ばれていた内容が大部分をしめ、具体的な施策がそのかげに隠れがちであったという反省の上に立ち、従来「啓発」と呼ばれていたものをすべて 1章にまとめ、また「啓発」という用語を避け、「男女平等参画社会へ向けての意識変革」という表題にしました(「[プランの特色](#)」参照)。

他はそれぞれ「 1. 男女平等な社会参画の推進」はいわゆる社会参加の分野、「 2. 男女平等教育の推進」は主として学校、園における教育の問題、「 3. 労働における男女平等の推進」は社会的労働における男女平等参画の問題、「 4. 女性の健康、環境問題」は、女性の健康の問題は社会における女性差別の実態をいちじるしく反映するので、その観点から女性政策として女性の健康に取り組むという趣旨、「 5. 平和と国際社会への女性の貢献」は、国連の女性差別撤廃のための動きにおいても「平等」「開発(発展)」と並んで「平和」が三つの柱の一つとされていることへの配慮、となっています。

施策の体系







プランの推進体制

- ①きしわだ女性プラン推進本部
- ②女性政策専管部署
- ③女性政策推進リーダーの設置
- ④市民との意思疎通
- ⑤国、府との連携等
- ⑥条例化